

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

制定：平成 1 6 年 2 月
最終改訂：令和 3 年 7 月
農林水産省消費・安全局

目 次

第 1 基本的考え方

1 対象となる緊急事態等	1
2 対応の基本	1
3 関係行政機関との連携	1
4 本基本指針等の見直し	1
5 緊急事態等の類型別の実施方針の作成	2
6 緊急時対応の準備と訓練	2

第 2 情報の収集・分析

1 基本的考え方	2
2 情報の収集先	2
3 情報の分析等	3
4 関係行政機関との情報等の共有	3
5 情報の公開	4

第 3 緊急時に講ずる措置

1 基本的考え方	4
2 問題食品の消費者などへの供給の停止のための措置	4
3 問題食品の発生の防止	5
4 問題食品の発生原因・発生経路等の究明	7

第 4 緊急時の体制

1 本省における体制	7
2 地方農政局における体制	8

(別紙 1) 本省対策本部の構成	9
------------------	---

(別紙 2) 本省対策本部幹事会の構成	10
---------------------	----

(別紙 3) 地方農政局対策本部の構成	11
---------------------	----

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針

本基本指針は、食品安全に係る緊急事態等に対する農林水産省の対応に共通する事を定めるものである。

なお、原子力災害及び政府所有米麦に係る緊急事態等については、別途定められている指針等に基づいて対応することを基本とする。

第1 基本的考え方

1 対象となる緊急事態等

本基本指針において緊急事態等とは、食品の摂取を通じて、国民の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合であって、食品の安全を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、

被害が大規模若しくは広域であり、又はそうなるおそれが高い事案が想定される。

2 対応の基本

緊急事態等の対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下、平時から、食品の摂取を通じて国民の健康の保護に直接関わる危害情報の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、関係行政機関等と緊密に連携しつつ、国民の健康に対する悪影響の防止又は抑制に努めるものとする。

3 関係行政機関との連携

緊急事態等においては、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）等を所管する消費者庁、食品健康影響評価をつかさどる食品安全委員会、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等を所管する厚生労働省等と緊密な連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

4 本基本指針等の見直し

本基本指針については、6 に規定する緊急時対応の訓練の結果などに基づいて、必要に応じて見直しを行うものとする。

特に、個別の緊急時対応を行った後に、その対応の経緯等を詳細に記録し将来の基礎資料として分類・保存するとともに、経緯等について自ら点検・評価し、

反省すべき点については速やかに改善を図るものとする。

5 緊急事態等の類型別の実施指針の作成

本基本指針に基づいて、農林水産省が主として取り組む事項や食品安全の危機管理体制などを国民に対して明確に示し、農林水産省における対応能力を向上することを目的として、緊急事態等の類型に応じた実施指針を作成するものとする。緊急事態等の類型に応じた実施指針についても、本基本指針と同様に見直しを行うものとする。

緊急事態等の類型に応じた実施指針については、食品安全関係府省における緊急時対応マニュアル等との整合を図りつつ、当面、以下の実施指針について検討し、定めるものとする。

- ① 製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針
- ② 農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針
- ③ 農林漁業の生産環境に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針

6 緊急時対応の準備と訓練

本基本指針等に基づく緊急時対応が円滑かつ的確に行えるように、消費・安全局各課は、平時から、緊急事態が発生した際の役割分担と対応手順を明確に定めるものとする。

さらに、緊急時対応の訓練を行い、各課の対応体制や職員の対応状況を検証し、本基本指針、緊急事態等の類型別の実施指針等の見直しに反映するものとする。

第2 情報の収集・分析

1 基本的考え方

緊急事態等の発生を防止するとともに、緊急時において適切な対応をとるためには、情報の収集・分析が極めて重要である。

このため、平時から、食品安全に関する情報の収集・分析に努めるものとする。

2 情報の収集先

- (1) 消費・安全局各課は、それぞれ、食品安全に関する情報収集先をリストアップし、定期的に、及び随時に、情報のチェックを行うものとする。
- (2) 情報収集先には、次のものを含めるものとする。

- ① 農林水産省関係（各局庁、地方農政局等、動物検疫所、植物防疫所、動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、試験研究独立行政法人等）
- ② 海外関係（国際機関、海外の政府機関、在外公館等）
- ③ 学会関係
- ④ 地方公共団体関係
- ⑤ 農林水産物・食品・生産資材の生産・流通業者関係

- （３）情報収集先との間において、情報が迅速に提供されるよう、適切な関係の構築に努めるものとする。
- （４）とくに、海外・学会関係については、単なる情報収集だけでなく、積極的な意見交換に努めるものとする。
- （５）重要な情報については、一次情報を確認するよう努めるものとする。
- （６）情報提供先のリスト及び情報収集状況については、定期的に（半年に１回以上）及び随時に（個別事案により不備な点が明らかになった場合等）見直しを行うものとする。
- （７）このほか、消費・安全局消費者行政・食育課の下に、食品安全に関する情報提供（関係業界等の内部告発を含む）の受付窓口を設置し、広く国民からの情報提供を求めるものとする。

３ 情報の分析等

- （１）消費・安全局各課は、２で収集された情報を定期的に、及び重要度の高いものは直ちに、消費・安全局長に報告するものとする。
- （２）消費・安全局各課は、（１）と並行して、次の観点を中心に情報の分析を行い、また、重要度の高いものについては、分析結果を直ちに消費・安全局長に報告するものとする。
 - ① 健康への影響が発生する可能性
 - ② 発生した場合の影響の質及び程度（急性・慢性、致死性の有無、健康回復に要する期間、後遺症の有無等）
 - ③ 発生した場合に想定される被害の広がり（被害者数等）
- （３）消費・安全局長は、情報の重要度に応じて、大臣・副大臣・大臣政務官等に報告し、その指示を踏まえて、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 関係行政機関との情報等の共有

以上の情報収集・分析に当たっては、常に食品安全委員会、厚生労働省等との情報交換を密にし、情報等の共有が行われるよう努めるものとする。

なお、消費者安全法の重大事故等に該当すると思われる情報を入手した場合には、速やかに消費者庁に伝達するとともに、消費者安全情報総括官会議等において、当該情報の共有を図る。

5 情報の公開

- (1) 収集・分析した情報については、分かりやすく整理した上で、速やかに国民に公開する。
- (2) 特に、海外における人畜共通感染症の発生など、重要度の高い情報については、国民に警戒・協力を呼びかけるものとする。

第3 緊急時に講ずる措置

1 基本的考え方

- (1) 平時からの情報収集・分析により、食品安全に関する緊急事態等が生じ、又は、生じる可能性が高いと判断される場合は、国民の健康に対する悪影響を極力防止又は抑制するため、速やかに対応策を講ずる。
- (2) その場合、関係府省と連携して、問題食品が消費者に摂取されないようにするため、食品安全を十分確保できる措置を速やかに講ずる。その後、問題の発生原因・経路の究明、科学的知見の集積、実態的データの把握等の進展に応じて、措置を必要かつ十分なものに縮小していくことを基本とする。
- (3) その際、国民への情報提供を迅速かつ正確に、また分かりやすく行うとともに、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等との連携を適切に行う。
- (4) こうした措置を適切に行うことにより、食料消費の混乱とそれに伴う経済的被害が生ずることを防止するとともに、対策コストが著しく過大なものとならないように留意する。
- (5) また、政府全体として整合性のとれた対策を講ずるため、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等との役割分担及びそれを前提とする協力内容を明確にした上で、農林水産省の担当分野について万全な措置を講ずるよう留意する。

2 問題食品の消費者などへの供給の停止のための措置

(1) 緊急事態等においては、通常、食品衛生法に基づき、厚生労働省が問題食品の販売停止、回収等を命ずることとなるが、これが円滑かつ的確に行われるよう、農林水産省もこれに積極的に協力する。協力の内容を具体的に例示すれば、次のとおりである。

① 問題食品又はその生産者・生産地等が特定されていない場合には、関係業界の生産・流通等の実態に関する知見の提供等により、問題食品又はその生産者・生産地等の特定に協力する。

② 問題食品及びその生産者・生産地等が特定されている場合には、その生産行程、生産管理方式等に関する知見等の提供により、問題食品の更なる具体的絞り込みに協力する。

③ 問題食品の現在の所在が明らかでない場合には、販売ルート等に関する知見の提供等により、現在の所在の明確化に協力する。

④ 関係業界が厚生労働省の措置を遵守するよう指導する。

また、このような協力ができるよう、農林水産省の関係局庁は、平時から、関係業界の生産・流通等の実態の把握に努めておくものとする。

(2) 食品衛生法に基づく措置が講じられない場合又は講じられるまでに間がある場合等においては、厚生労働省において、関係業界に対して、販売の自粛・回収等を指導することとなると想定されるが、この場合も(1)に準じて、農林水産省として適切な対応を行う。

(3) 問題食品を消費者に供給しないようにするためには、上記のような問題食品の流通経路からの排除と併せて、消費者が正確な情報により自主的に対応ができるようにすることが極めて重要である。

このため、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等と連携して、問題食品の健康への影響の程度・問題食品の発生原因、問題食品の範囲・問題食品の識別の方法等について、消費者への情報提供を迅速かつ正確に、また分かりやすく行うものとする。

(4) 特に、問題食品の識別方法については、

① 表示制度で義務付けられている表示により問題食品を識別できる場合には、具体的識別方法を消費者に詳しく説明する。

② 表示制度で義務付けられている表示だけでは問題食品を識別できない場合には、生産者や事業者が自ら、問題食品でないことを強調して表示することも想定されるので、これが適切に行われるよう、関係者を指導する。

(5) 問題食品の供給の停止により、関係する食料品の需給・価格の安定が著しく

阻害されるおそれがある場合には、農林水産省の関係局庁は、

- ① 代替品の円滑な供給のための対策
- ② 需給・価格・消費動向の調査等を行う。

3 問題食品の発生の防止

(1) 農林水産物の生産段階の問題

① 生産資材に原因がある場合

ア 問題の生産資材の製造業者等に対して、原因となった農薬・肥料・飼料・動物用医薬品等の供給停止・回収・農林水産物の生産者に対する相談窓口の設置等を直ちに指導するとともに、速やかに法令に基づいた供給停止・回収等の指示を行う。

イ 農林水産物の生産者に対して、問題の生産資材の使用自粛、回収への協力を呼びかける。

ウ 関係する生産資材の製造業者等に対して報告徴収・立入検査を実施し、供給停止・回収等の措置の実行状況を確認する。

エ 生産資材の登録・承認に関し問題がある場合（適用農作物や動物、使用方法や使用上の注意事項等に問題がある場合）には、その問題に応じ、食品安全委員会等に問題生産資材の登録・承認の取り消しや変更等についての意見を緊急に求めるなど、法令に基づく適切な措置を実施する。

オ 違法行為があった場合には、問題の生産資材の製造業者等の監督処分等を厳正に行う。

② 家畜の疾病に原因がある場合

ア 家畜伝染病予防法等に基づき、患畜の処分等の防疫措置を講じる。

イ 法令上の防疫措置の対象とならない場合には、法令改正を速やかに行うとともに、改正が行われるまでの間は、指導によりアに準じた措置を講じる。

ウ 必要に応じて、専門家の意見を聴き、科学的な知見を踏まえて、万全の措置を講じる。

③ 生産管理の方法に原因がある場合

ア 生産者に対して、生産管理方法の改善を指導する（なお、改善指導に資するため、平時から、適正農業規範、飼養衛生管理基準等を定め、適正な管理を求めるものとする）。

イ 生産者に対して、生産管理方法の改善後に出荷する農林水産物の自主検査の実施を指導する。

④ 生産環境に原因がある場合

環境省等と連携して、農用地土壌汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく措置が適切に行われ、生産環境が改善されるよう措置する。

(2) 食品の製造・加工段階の問題

① 原材料に原因がある場合

ア 上記(1)の農林水産物の生産段階の問題を除去するための対策を実施する。

イ 製造・加工業者に対し、厚生労働省と連携して、原材料の分析調査等によるチェックを指導する。

② 加工管理の方法に原因がある場合

製造・加工業者に対して、厚生労働省と連携して、加工管理技術の適正化を指導する。

(3) 農林水産物・食品の流通・販売段階の問題

流通管理技術に問題がある場合は、流通・販売業者等に対して、厚生労働省と連携して、技術の適正化を指導する。

(4) 海外において(1)～(3)の問題が発生した場合

① 厚生労働省が食品衛生法に基づいて水際でストップさせる対策を実施することに協力する。

例えば、農林水産省所管の組織において問題食品等が発見された場合には、直ちに食品安全委員会、厚生労働省等に通報する。

② 食品衛生法に基づく措置が講じられない場合又は講じられるまでに間がある場合等においては、厚生労働省が関係業界に対して、販売の自粛・回収等を指導することとなると想定されるが、この場合も①に準じて、農林水産省として適切な対応を行う。

(5) テロや犯罪により、上記(1)～(4)の問題が発生した場合

警察庁等と連携しつつ、上記(1)～(4)の措置を講ずる。

4 問題食品の発生原因・発生経路等の究明

(1) 発生原因・発生経路等が明白でない場合には、発生原因の究明を行う必要がある。このうち、農林水産省が主体となって原因究明を行う場合には、2及び3の措置と並行して、発生原因・発生経路等の究明を進め、その進展に応じて

2及び3の措置の内容を見直す。

(2) 発生原因・発生経路等の究明は、

- ① 必要な調査を迅速かつ的確に行うとともに、
- ② 専門家による検討会等を設けて、科学的見地から行い、
- ③ また、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省等との連携を図るものとする。

第4 緊急時の体制

1 本省における体制

- (1) 食品安全に関する緊急事態等が発生した場合は、農林水産大臣の指示を受け、原則として別紙1に掲げる者から構成される農林水産省食品安全緊急対策本部（以下「本省対策本部」という。）を設置する。
- (2) 必要に応じて、事案ごとに、原則として別紙2に掲げる者から構成される幹事会を開催する。
- (3) 本省対策本部の事務局は、事案ごとに、消費・安全局長が、職員の中から選定し、事務局長は幹事会メンバーの中から指名する。
- (4) 科学的な緊急対応を機動的に実施するため、緊急事態等の内容及び進展状況に応じて、農林水産物のリスクの把握、対応策の立案等を行う「対策チーム」を設置する。対策チームのメンバーは、事案ごとに、消費・安全局長が、主査を指名した上で、科学的専門性を考慮して、職員の中から選定する。
- (5) 消費・安全局に設置している食品安全危機管理支援チームは、対策チームが緊急時対応に専念できるよう、必要な支援を行う。また、関係課が第2及び第3に定める実体的対応を責任を持って行うことを前提に、農林水産省全体としての危機管理が適切に行われるようにする観点から、対応策の補完、点検等の業務を行う。

2 地方農政局における体制

緊急事態等の内容に応じて必要な場合には、関係する地方農政局に、別紙3に掲げる者から構成される地方農政局食品安全緊急対策本部（以下「地方農政局対策本部」という。）を設置する。

(別紙１) 本省対策本部の構成

職 名
農林水産大臣
農林水産副大臣
農林水産大臣政務官
事務次官
農林水産審議官
大臣官房長
大臣官房総括審議官
〃 総括審議官（新事業・食品産業担当）
〃 技術総括審議官
〃 危機管理・政策立案総括審議官
〃 統計部長
消費・安全局長
輸出・国際局長
農産局長
畜産局長
経営局長
農村振興局長
農林水産技術会議事務局長
林野庁長官
水産庁長官

(別紙２) 本省対策本部幹事会の構成

職 名
消費・安全局長
大臣官房文書課長
〃 広報評価課広報室長
〃 地方課長
〃 新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
〃 統計部生産流通消費統計課長
消費・安全局総務課長
〃 消費者行政・食育課長
〃 食品安全政策課長
〃 食品安全政策課食品安全危機管理官
〃 農産安全管理課長
〃 畜水産安全管理課長
〃 植物防疫課長
〃 動物衛生課長
輸出・国際局総務課長
農産局穀物課長
〃 園芸作物課長
畜産局総務課長
経営局総務課長
農村振興局整備部防災課長
農林水産技術会議事務局研究企画課長
林野庁林政部経営課長
水産庁漁政部加工流通課長
〃 増殖推進部漁場資源課長

(別紙３) 地方農政局対策本部の構成

職 名
〇〇農政局長
〇〇農政局次長
企画調整室長
総務部長（北陸、東海及び近畿にあつては総務管理官）
消費・安全部長
生産部長
経営・事業支援部長
農村振興部長
統計部長